

令和２年度第１回碧南市福祉有償運送運営協議会 会議録

日時

令和３年２月４日（木）午後２時３０分～午後３時１０分

場所

碧南市役所 ２階 会議室４・５

出席者及び欠席者（敬称略）

- (1) 出席者 禰宜田知司、鈴木たか子、永坂幸子、磯貝厚子、植田哲也、新美惣英、藤井嘉久、小湊孝政、山本政裕
- (2) 欠席者 鈴木隆史、古井恵、佐野達郎
- (3) 参考人 中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当 高岸皓輝（委員代理）
NPO法人ゆるりん 理事長 磯貝厚子（議題(3)のみ）
NPO法人ゆるりん 築山佳林
NPO法人大樹の会 理事長 布間裕子
NPO法人大樹の会 犬塚宏子
- (4) 事務局 福祉課長 杉浦浩二、福祉課社会福祉係長 河原睦、
高齢介護課長 三島翁、高齢介護課長補佐 小林圭介、
高齢介護課高齢福祉係主事 伊東寛貴

傍聴人 なし

議事の要旨

- １ あいさつ（禰宜田会長）
- ２ 副会長の指名

碧南市福祉有償運送運営協議会規程第４条第２項の規定により、会長が永坂幸子委員を副会長に指名した。

３ 議題

- (1) 福祉有償運送において碧南市が付加する独自要件について（協議）

事務局より道路運送法施行規則（令和２年１１月）の改正に伴い、福祉有償運送の対象者としてこれまで「その他障害を有する者」とされていた「精神障害者」「知的障害者」「介護保険における地域支援事業対象者」がそれぞれ定義され、対象者が明確化されたことを説明し、この改正による国の要件の概要と碧南市が付加する独自要件（案）の見直しについて説明した。

独自要件のうち運転者の年齢について質問があり、事務局より、運転者については普通第一種免許取得から３年経過することを要件としており、免許取得可能と１８歳到達から３年経過することが前提となるため、２１歳以上を要件とすると説明した。

碧南市が付加する独自要件（案）が全会一致で承認された。

- (2) NPO法人大樹の会の福祉有償運送運営状況及び対価の変更について（協議）

事務局より会議資料に基づき、NPO法人大樹の会の令和２年の運営状況を報告した。

NPO法人大樹の会より、運送の対価以外の対価である「いきがいサービス料金（外出等の付き添い、待機の時間、運転者とは別に介助者を必要とする場合に介助者が従事する時間に発生す

る対価)」について、最低賃金の見直しに伴い、600円へ変更すると説明した。

この対価の変更について、質疑等なく全会一致で承認された。

(3) NPO法人ゆるりんの福祉有償運送運営状況（報告）

事務局より会議資料に基づき、NPO法人ゆるりんの令和2年の運営状況を報告した。

4 その他

中部運輸局愛知運輸支局 高岸委員代理より、道路運送法施行規則の改正（令和2年11月）等について、福祉有償運送に関するものとして以下のとおり説明があった。

- ・これまで3つに類型されていた自家用有償旅客運送を「交通空白地有償運送」「福祉有償運送」の2つの類型とする。
- ・自家用有償旅客運送について、一般旅客運送事業者（バス・タクシー事業者）が運行管理、車両整備管理で協力する制度（事業者協力型自家用有償旅客運送）を創設し、この場合の登録有効期間を5年とする。
- ・福祉有償運送の対象者について、「精神障害者」「知的障害者」「介護保険における地域支援事業対象者」をそれぞれ定義し、対象者を明確化する。
- ・運送の対価について、タクシー上限運賃の概ね1／2の範囲内とされていたが、協議会において調った協議に基づき、1／2を超える運送の対価を設定することも可能とする。（但し、実費の範囲内であること、営利目的ではない妥当な範囲であることが前提）
- ・福祉有償運送についても、地域公共交通会議にて協議を可能とする。